

平成 2 9 年 2 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 29 年 2 月 27 日 (月曜日)

平成29年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年2月27日(月曜日) 午後1時30分～午後3時05分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(17人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局主幹 戸島 和則
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第103号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第104号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第105号 非農地証明願いに係る証明について

議案第106号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第107号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 2 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 17 名です。11 番、田中委員から欠席の届けがありました。
よって 18 名中 17 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、12 番の溝田委員と 13 番の野村委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 102 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 3 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、3 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 102 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めま
す。

1 番： はい。1 番、徳留です。

議長： 徳留委員。

1 番： 2 月 20 日に現地調査をしました。現地はこの地図でありますように、まるを渡りま
して南の〇〇集落の方へ 200m 程度行った左側にあり、牧草のイタリアンが植えられて
おりました。ここ何年か譲受人の〇〇氏が耕作されておりまして、また、隣の〇〇番と
〇〇番も譲受人の所有地であり、今回の所有権移転には何ら問題はないものと思われま
す。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

事務局： すみません。資料の訂正をお願いします。3 ページの集計表でございます。筆数の田
が 2 筆となっておりますが、田 1 筆、畑 2 筆の間違いでございます。あと面積が田 487
㎡、畑 1,240 ㎡でございます。申し訳ありませんが、修正方お願いいたします。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 102 号 受付番号 1 番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 102 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 102 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 102 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。1 番、徳留です。

議 長： 徳留委員。

1 番： 2 月 20 日に譲受人の〇〇さんと現地調査をいたしました。現地は〇〇より南側、山
側に 400m 程度入ったところで、〇〇のすぐ下にありました。現在は、ラップをした牧
草置場として利用されております。ここ何年か譲受人の〇〇さんが牧草置場として借り
られているところで、譲渡人も高齢であり息子夫婦も、今後、農業をする意向もないこ
とから話があり、今回の所有権移転となったところです。何ら問題はないと思われま
すが、皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： 徳留委員、この手前は。

1 番： 手前の方はまだです。借りているだけです。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 102 号 受付番号 2 番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 102 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 102 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 102 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2 番： はい。

議 長： 2 番、有川委員。

2 番： 2 月 20 日に譲受人の〇〇氏と現地を確認いたしました。申請地の〇〇番〇は〇〇集落の本人の〇〇近くの国道脇にありまして、現在は野菜が作付けされております。調査の意見としましては、譲渡人は〇〇の〇〇集落に居住されており、当農地まで遠く管理も困難であることから、譲受人に売買の相談をされており、今回この運びとなったところです。譲受人は、商業兼農業を営んでおり、当農地の維持管理に今後も努められるということです。何ら問題はないと思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

1 8 番： よろしいですか。

議 長： はい。竹之内委員。

1 8 番： 参考までに。〇〇歳になって規模拡大されるということですが、後継者はいらっしゃるのですか。

2 番： 後継者は〇〇の手伝いというか、実家の方に娘さんが帰ってきていらっしゃいます。その方が、近くで菜園ですので、いろいろな野菜を作付けされているようなので、大丈夫だと思います。

1 8 番： ありがとうございます。

議 長： 他にございませぬか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 102 号 受付番号 3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 102 号 受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 103 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 5 条の許可申請、2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 103 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 1 番、徳留委員。

1 番： 2 月 20 日に私と野村委員、瀬崎委員、橋口会長、事務局 2 名、総務課から 2 名で調査をいたしました。現地は地図にありますように、〇〇を渡りすぐの右側で、〇〇団地と〇〇の間に挟まれたところになります。早期水稻、WC Sなどが刈り取られたままの状態です。調査の意見としましては、大潮の時など一部は冠水し、排水も悪く耕作には支障を来しているところです。昨年の 7 月の定例総会で農業振興地域からの除外についても承認されております。今回、町が多目的に利用できる健康広場の整備ということで計画されていくということです。皆様方のご意見などよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

1 8 番： これで、買収される場所は全て済んだのですか。所有権移転が 1 回でできるのですかね。

議 長： はい。現地ではそのような説明でした。

事務局： はい。未相続登記もすべてきれいになっておりまして、今のこの状態で所有権移転ができるものと確認しております。

議 長： 事務局。多目的ということだが、特に何かに使用するとか。

事務局： 申請では多目的となっておりますが、メインではグラウンドゴルフと思われませんが、張芝をされるということで、町民の健康づくりのために活用できるということで計画には上がっております。

議 長： 現地調査の時に、スポーツ少年団のサッカーなりソフトボールなりができるような話しも伺いましたけれども、ソフトボールとなると内野は裸地というか芝を張れないところではと思ったりはしますが、その辺りはどう考えておられるかは分かりませんが。そのような説明でした。

議 長： よろしいですか。

12番： はい。

議 長： 溝田委員。

12番： ここは低い土地で潮が上がるということですが、埋め立て、盛土をして最低1mでしたかね、西側に宅地がありますが、影響はないものですか。盛土をして雨が降ったりしたときの逆流はしないと思いますが、潮の方は。

事務局： ○○側に水路がありまして、そちらの方に排水対策をし、水門を設置すると聞いております。大潮の時に潮が上がることをしないような工夫をして排水対策を実施したいと話しをしておりました。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第103号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第103号 受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第103号 受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 21ページをお開きください。

(議案第103号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： はい。

議 長： 10番、愛甲委員。

10番： 2月20日午前10時から、事務局2名、橋口会長、瀬崎委員、申請人の○○氏と私で現地調査を行いました。現地の状況といたしましては、○○から東へ、○○農道を横切り、○○から○○へ通ずる道路を400mほど行ったところでした。申請者の○○のすぐ南側のところですが、申請地の○○番地は申請人の父の○○氏の所有で、4,651㎡の一部の1,000㎡を譲り受けて宅地とし住宅を建築する計画です。現在、申請人は借家住まいで○○に遠く仕事の都合上、○○に近い方が便利と考えていたそうです。認定農業者で

もあり〇〇の増築など規模拡大の計画もあり、転用による付近への影響はないものと思われまます。皆さんの審議をよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 103 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 103 号 受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 104 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、31 ページの議案第 104 号の議案書をご覧ください。
町長から農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められています。
議案第 104 号については 1 件です。受付番号 1 番の議案書をもとに説明します。

(議案第 104 号受付番号 1 番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告をもとめます。

10 番： はい。

議 長： 10 番、愛甲委員。

10 番： 5 条申請から引き続き 2 月 20 日に〇〇氏、〇〇氏の代理人である〇〇代表の代理人の方と経済課 1 名にて現地調査を行いました。現地の状況としまして、〇〇小学校近くを南へ 500m ぐらい、国道〇〇号線を〇〇方面へ行ったところの〇〇町の〇〇の倉庫兼資材置場を東へ少し入った所でした。北側は〇〇、南側と東側は竹、雑木に囲まれている状況でした。調査の意見としまして、申請地の 3 筆は全て雑種地で中心の〇〇番〇も非農地で太陽光発電施設を造るということで農用地区域城外の申請が出されました。ほとんどの用地が盛土されており、大きな石なども混入している状況です。以上のことから、農地化は無理とあると思われまます。皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長： これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願ひまます。ご意見等ありませんか。

事務局： 本日お手元に、カラー刷りのものをお配りしていると思いますが、農振農用地内の図となっております。青や赤で着色されている部分が農振農用地区域となっております、今回、申請されております3筆は農振農用地区域に入っているということでございます。

5 番： すみません。

議長： はい。田淵委員。

5 番： お聞きしたいのですが、ここは農振農用地区域内であって、地目は台帳・現況ともに雑種地となっておりますが、雑種地であっても農用地区域内に入っていれば除外しないといけないということですか。

事務局： 農振農用地の設定がしてあれば、当然、区域除外をしなければならない、ということでございます。ただ、地目が雑種地でございますので、その後の農業委員会の農地転用などの議決は必要ない。ただ、農振農用地を除外するための意見を求められた、ということでございます。

5 番： では、農振農用地に入っていれば、山林であってもですよ。

事務局： はい、そうです。

純粋な農地のほか、将来、農地として活用できるか広がりを見て農用地区域に設定しているところもあるものですから、そういうところを開発する場合は除外をしてからになります。

5 番： 農地でないところあると、それであれば、山林も農地も関係ないような感じに聞こえるが。

事務局： 農業振興地域整備計画がどれくらいで見直しが。(事務局：概ね5年です。)その時にですね、純粋にある農地と農地の隣にある山林、雑種地など将来的に農用地の利用計画として必要なものについては、農用地の区域設定をするのですが、そうするとその場所は開発ができない。どうしても農用地区域を除外することが必要となってくる、ということなんです。

5 番： この真ん中ばかり農町地区域でないのは。

事務局： 見直しの時に、その部分のみ除外した。農振農用地区域から外したということで、今回の3筆の申請については、たまたま残ってしまっていた、ということです。

5 番： 今回、このようなことがあったら、次もあるのでは。

事務局： 真ん中だけ抜いたことが、私もよくわからないのですが、通常であれば農振除外は例え山林であっても農振農用地の真ん中では、中抜きできませんから恐らく許可は出来ないのですが。

5 番： こうなれば、広がっていくことも考えられる。

18番： 配置図を見れば、この真ん中がおかしいですよ。この真ん中はどうなっているの。

事務局： ここは雑種地です。農用地区域も外れている雑種地です。

事務局： だから、真ん中は全く問題ない土地です。

議 長： 平面図で見れば図面ですから平坦に見えますが、現地に行けばここは谷底です。谷底で〇〇が恐らく、工事残土を持って来られたのではないかと思われます。ですから、あとは広げるだけのような状況になっています。

2 番： であれば、きれいに造成をして施設を造ると。

議 長： です。そして、北側の〇〇の機材置場ですし、南側は〇〇の事務所と言いますか、ですから。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 104 号 受付番号 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 104 号 受付番号 1 番は承認することに決定しましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第 105 号 非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 41 ページをお開きください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 2 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 105 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： 愛甲です。

議 長： 10 番、愛甲委員。

10 番： 同じく 2 月 20 日に申請人の〇〇氏の代理人の株式会社〇〇の〇〇氏と他 1 名で現地調査を行いました。現地の状況としましては、10 月に皆さんと現地調査をしました〇〇のすぐ上の南側で、南側及び東側は雑木の山林に囲まれ、申請地は約 30 年前に檜が植えられている状況でした。現地の意見としまして、代理人の株式会社〇〇の〇〇氏の立会いということで、太陽光発電施設の増設かと思われましたが、〇〇に設置した発電パネルに日当たりが悪いのと強風による倒木、木の枝の飛来で被害が生じる恐れがあるので、伐採して対応したいとのことでした。以上のようなことを考慮して農地化は無理な状況と考えられます。皆さんの審議をよろしく申し上げます。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： ありませんか。

議 長： 申請地は、〇〇と言いまして、〇〇のこの辺りはミカン園として開発したところですが、開発区域には適さないということで外されております。傾斜地になっております。

2 番： 申請地はなんですが、西側も今後は計画があるのですか。そのような可能性はどうですか。

議 長： 非農地にですか。

10番： 西側の畑ですか。昨年までは、〇〇が借りられてニンニクを作付けされておりました。今年はまだ何も。東側の農地も〇〇が借りられていると思われま。

議 長： ひよろ長い農地、傾斜地を個人で開発したところですから。

2 番： ここだけ、伐採をして陽があたるようにと言われても、普通、全体的にするのであれば。

議 長： 練習場にあたるところが、5mほど下にありますか。

2 番： 高岸になっているわけですね。

議 長： 申請地の方が高いので、今回の台風で枝が飛んできたりですね、そのようなことがあったりしたからであろうと思います。南側の個人で開発された土地で木がないものですから。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 105 号 受付番号 1 番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 105 号受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 105 号 受付番号 2 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 45 ページをお開きください。

(議案第 105 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1 番、徳留です。

議 長： 1 番、徳留委員。

1 番： 2 月 20 日に先ほど申し上げましたとおり、私、野村委員、瀬崎委員、橋口会長、事務局 2 名の 6 名で現地を調査しました。申請地が、〇〇より南の山の方に 400m 程度入った〇〇の山側にあります。30 年ぐらい前に杉が今年の台風 16 号で〇〇の方に倒れて被害があり、現在は切った杉と切株が残っている状況でした。意見としましては、〇〇の山側で面積も 2 筆で 30.7 m²と狭く、また、山の法面のようなところで平成 28 年 12 月の定例総会で隣の〇〇番〇と〇〇番〇が非農地として承認されてところであり、よろしいのではないかと思います。皆様の審議方よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 105 号 受付番号 2 番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 105 号受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 106 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 48 ページの議案第 106 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 106 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願ひします。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号〇〇番に〇〇番、〇〇委員、受付番号〇〇番に〇〇番、〇〇委員に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(〇〇委員・〇〇委員 退席)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 106 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 106 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(〇〇委員・〇〇委員 着席)

議 長： 次に議案第 107 号 地籍調査に伴う農地の地目調査の協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 52 ページの議案第 107 号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 107 号の議案書をもとに朗読及び説明)

事務局： 補足です。今の説明で宅地という地目が出てきておりますが、確認したところ、この宅地というものが昭和 20 年代から 30 年代に宅地にされていた、というものでありますので、農地法には影響はないものと考えられます。もし、ここ 10 年来の宅地であれば、無断転用と考えられますが、そのようなものはなかったということです。

議 長： ただ今、事務局より説明がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議 長： 武田委員、ここは〇〇ですか。

1 4 番： ここは〇〇です。

事務局： よろしいでしょうか。別冊の 6 ページをお開きいただきたいと思えます。台帳から認定面積が増えているのは、周辺の土地と合筆をしたということです。同じく台帳から認定面積が減になっている。これにつきましては、分筆されたということです。山林部分のみ認定したと、残りの部分については、これから原野扱いになるのか、雑種地扱いになるのかということです。増減それぞれ、新たな地番が付けられるということです。

2 番： 7 ページの〇〇番地とその下ですが、台帳面積と認定面積と全く同じですが、普通、考えられないのではと思いますが。

事務局： はい。私も疑問に思い、地籍係に確認したところですが。

2 番： 特に面積が広くなれば、合わないのが当然だと思うが。

5 番： 仮に、我々が畑を山林にすると非農地証明をすれば、申請が出てから現地調査をして、承認後、法務局で地目変更の申請をして、そして、法務局から現地調査に来て、それで、許可となるのですが、地籍調査が入っていても簡単に地目が変更されてしまえば、我々がする審議はあまりにも厳しいような気がしないでもないのですが、この認定地目を決めるのはどのような方々が決めているのか。

事務局： はい。地籍調査係が現地調査に回っておりまして、その方々と対象地の所有者なりに現地に来ていただいたうえで、現況を見ながらここは山林ですね。ここは畑ですね。というふうに決めていくということは聞いております。

5 番： であれば、地籍も我々と同じような考え方を持っているのか。

事務局： 全く同じではないと思います。ある程度の温度差は出てきているのではと思います。

事務局： ただ、安易に畑を山林にしてしまうと、税務課も課税単価が違ってきますから、そう簡単には山林とはしないのではないかと、思ったりもしますが。

事務局： 明らかにという場合にはすると思いますが。

2 番： 私も立会いをしたことがあります。大きくなった雑木などがあれば山林になりましたが、竹藪ではなりません、と話されました。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 107 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

17 番： 我々がいうように、20 年 30 年でないと、と現地で一言はいいますよね。

事務局： 税務課職員は、基準を持っておかないと不公平課税になりますから、そこはしっかりしていると思っております。

議 長： しかし、簡単に言えば違反転用ですよ。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 107 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 107 号は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 29 年 2 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員